

国際関係・国際法から見た日露国境問題

1. 前史

1.1. 日露和親条約

1855 年 2 月 7 日 日魯通好條約(日露和親条約・下田条約) 調印(正文はオランダ語)。

日露間の国境線は、千島列島¹のエトロフ島とウルップ島とのあいだに引かれた。サハリンの帰属は決定されず、日露混住の地とされた。

なお、現在の日本政府・外務省が採用し、一般に流布されている日本語訳は、当時の日本語訳であるが、一部にやや不正確な訳、あるいは誤訳をしているため、結果的に、千島列島(クリル諸島)の範囲について、クナシリ島およびエトロフ島は、千島列島に含まれないとする現在の日本政府の立場を補強することになっているが、原文にあたって見る限り、この条約から、クナシリ島およびエトロフ島は千島列島に含まれないとする根拠を見いだすことは困難である。



地図出典: <http://www.flickr.com/photos/amapple/5162963995/>

日本國魯西亞國通好條約

第二條

【オランダ語正文²】

Van nu af zal de grens tusschen de eilanden Itoeroep (Iedrop) en Oeroep zyn. Het geheel eiland Itoeroef behoort aan Japan en het geheel eiland Oeroep, met de overige Koerilsche eilanden, ten noorden, behoren tot Russische bezittingen. Wat het eiland Krafto (Saghalien) aangaat, zoo blyft het ongedeeld tusschen Rusland en Japan, zoo als het tot nu toe geweest.

【オランダ語正文からの日本語訳】(村山訳³)

今から後、境界はイトルブ(イエドロフ)島とウロップ島の間にあるものとする。イトルブ全島は日本に属しウルップ全島と残りの北の方のクリル諸島とはロシアの所有に属する。カラフト(サハリン)島については、これまで通りロシア、日本間に不分割のままどまるものとする。

【ロシア語訳⁴】

Отныне границы между Россией и Японией будут проходить между островами Итурупом и Урупом. Весь остров Итуруп принадлежит Японии, а весь остров Уруп и прочие Курильские острова к северу составляют владение России. Что касается острова Карафуто [Сахалина], то он остается неразделенным между Россией и Японией, как было до сего времени.

【ロシア語からの日本語訳】(上野訳)

これから後、日本とロシアとのあいだの境界はエトロフ島とウルップ島とのあいだを通ることとなる。エトロフ全島は日本に属し、ウルップ全島および北方のその他の千島列島は、ロシアの領土となる。樺太[サハリン]島については、従来どおりロシアと日本とのあいだで不分割のままとする。

【日本政府・外務省が採用し、一般に流布されている日本語訳⁵】

今より後日本國と魯西亞國との境「エトロフ」島と「ウルップ」島との間に在るへし「エトロフ」全島は日本に属し「ウルップ」全島夫より北の方「クリル」諸島は魯西亞に属す「カラフト」島に至りては日本國と魯西亞國との間に於て界を分たす是まで仕來の通たるへし

1.2. サンクト・ペテルブルク条約(樺太・千島交換条約)

1875 年 5 月 7 日 サンクト・ペテルブルク条約調印(正文はフランス語)。

1855 年 2 月 7 日に締結された日露和親条約において帰属が決定されず日露混住の地とされたサハリンをロシア領とすること、同じく日露和親条約において千島列島のうちのエトロフ島より北にあるロシア領とされた島々を日本領とすることが決まった。したがって、この条約は千島列島とサハリン(樺太)を交換したわけではない。それゆえ、この条約を「樺太・千島交換条約

¹ 「千島列島」の範囲については複数の意見が存在する。また日本語の「千島列島」と、英語の Kuril Islands およびロシア語の Курильские острова とは範囲が異なるという意見も存在する。そのため、たとえば、ヤルタ協定に規定されている Kuril Islands を「千島列島」と訳すことに否定的な見解があり、「クリル諸島」などと訳す場合も散見される。しかし、筆者(上野)は、この問題について以下のように考えている。すなわち、地名が指し示す範囲は様々な理由により変化することがあるため、「千島列島」の範囲を絶対的なものとして確定することは困難である。重要なのは、条約・協定・宣言などにおいて言及されたそれらの地名を、それらの条約・協定などの調印者あるいは宣言などの参加者が、その時点で、どのように理解していたかということである。

² 村山七郎『クリル諸島の文献学的研究』三一書房、1987年、180頁。

³ 同上、180頁。

⁴ ロシア語は、在ロシア日本国大使館ホームページ(<http://www.ru.emb-japan.go.jp/RELATIONSHIP/MAINDOCS/1855.html#7> [2011年4月25日アクセス])を参照。

⁵ 外務省訳。外務省記録局『締結各国条約彙纂』[第1編]外務省記録局、明17年、585-589頁。また内閣府北方対策本部ホームページ(<http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryou/pdf/gaikou01.pdf> [2011年4月25日アクセス])。

」と呼ぶことは、この条約の内容を誤解させる原因となるので好ましくない。

なお、現在の日本政府・外務省が採用し、一般に流布されている日本語訳は、当時の日本語訳であるが、一部にやや不正確な訳、あるいは誤訳をしているだけでなく、原文には含まれない語句を追加しているため、結果的に、千島列島の範囲について、千島列島は、エトロフ島より北方にあるウルップ島を含む 18 の島であり、クナシリ島およびエトロフ島は千島列島に含まれないとする現在の日本政府の立場を補強することになっているが、原文にあたって見る限り、この条約から、クナシリ島およびエトロフ島は千島列島に含まれないとする根拠を見いだすことは困難である⁶。

サンクト・ペテルブルク条約

第 2 款

【フランス語正文⁷】

Article II En échange de la cession à la Russie des droits sur l'île de Sakhaline, énoncée dans l'article premier, Sa Majesté l'Empereur de toutes les Russies, pour Elle et Ses héritiers, cède à Sa Majesté l'Empereur du Japon le groupe des Îles dites Kouriles qu' Elle possède actuellement, avec tous les droits de souveraineté découlant de cette possession, en sorte que désormais ledit groupe des Kouriles appartiendra à l'Empire du Japon. Ce groupe comprend les dix-huit îles ci-dessous nommées : 1/ Choumchou, 2/ Alaid, 3/ Paramouchir, 4/ Makanrouchi 5/ Onékotan, 6/ Harimkatan, 7/ Elaima, 8/ Chiachkotan, 9/ Moussir, 10/ Raikoké, 11/ Matoua, 12/ Rastoua, 13/ les îlots de Srednéva, 14/ Kétoï, 15/ Simousir, 16/ Broton, 17/ les îlots de Tchorpoi et Brat Tchepoïeffet, 18/ Ouroup, en sorte que la frontière entre les Empires de Russie et du Japon dans ces parages passera par le détroit qui se trouve entre le cap Lopatka de la péninsule de Kamtchatka et l'île de Choumchou.

【ロシア語訳⁸】

Статья 2 Взамен уступки России прав на остров Сахалин, изъясненной в статье первой, Его Величество Император Всероссийский, за Себя и Своих Наследников, уступает Его Величеству Императору Японскому группу островов, называемых Курильскими, которыми Он ныне владеет, со всеми верховными правами, истекающими из этого владения, так что отныне сказанная группа Курильских островов будет принадлежать Японской Империи. Эта группа включает в себе нижеозначенные восемнадцать островов, а именно: 1) Шумшу, 2) Алайд, 3) Парамушир, 4) Маканруши, 5) Онекотан, 6) Харимкотан, 7) Экарма, 8) Шиашкотан, 9) Муссир, 10) Райкоке, 11) Магуа, 12) Рагуа, 13) островки Среднева и Ушисир, 14) Кетой, 15) Симусир, 16) Бротон, 17) островки Черпой и Брат Черпов и 18) Уруп, так что пограничная черта между Империями Российской и Японской в этих водах будет проходить через пролив, находящийся между мысом Лопаткою полуострова Камчатки и островом Шумшу.

【現代語訳】（上野訳）

第 2 条 第 1 条に述べられたサハリン島に対する諸権利のロシアへの譲渡の代わりに、全ロシア皇帝は後継者に至るまで、千島列島と呼ばれる諸島のうち、自身が現在所有している島々のグループを、その所有に由来するすべての主権とともに日本皇帝に対して譲渡する。この島々のグループには以下の 18 島が含まれる。その 18 島とは、すなわち、1) シュムシュ、2) アライド、3) パラムシル、4) マカナルシ、5) オネコタン、6) ハリムコタン、7) エカルマ、8) シャシコタン、9) ムシル、10) ライコケ、11) マツア、12) ラスツア、13) スレドネヴァおよびウシル、14) ケトイ、15) シムシル、16) プロトン、17) チェルポイおよびブラット・チェルポエフ、18) ウルップである。したがって、この海域におけるロシア国と日本国の境界はカムチャツカ半島バトカ岬とシュムシュ島との間の海峡を通過することになる。

【日本政府・外務省が採用し、一般に流布されている日本語訳⁹】（榎本訳？）

第二款 全魯西亞国皇帝陛下ハ第一款ニ記セル樺太島（即薩哈連島）ノ権理ヲ受シテ其後胤ニ至ル迄現今所領「クリル」群島即チ第一「シュムシュ」島第二「アライド」島第三「パラムシル」島第四「マカナルシ」島第五「ヲネコタン」島第六「ハリムコタン」島第七「エカルマ」島第八「シャスコタン」島第九「ムシル」島第十「ライコケ」島第十一「マツア」島第十二「ラスツア」島第十三「スレドネワ」及「ウシル」島第十四「ケトイ」島第十五「シムシル」島第十六「プロトン」島第十七「チェルポイ」ナラビニ「ブラット、チェルポエフ」島第十八「ウルップ」島共計十八島ノ権理及ヒ君主ニ属スル一切ノ権理ヲ大日本国皇帝陛下ニ譲リ而今而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ東察加地方「ラバツカ」岬ト「シュムシュ」島ノ間ナル海峡ヲ以テ兩國ノ境界トス

2. 第二次世界大戦¹⁰期の日ソ関係に関連する国際法

2.1. 大西洋憲章

1941 年 8 月 14 日 ルーズヴェルト米大統領とチャーチル英首相、大西洋上で共同宣言を発表（大西洋憲章）。

第 2 次世界大戦において連合国がとるべき指導原則＝民族自決、主権在民、国際経済協力、社会福祉の促進、恐怖と欠乏からの自由、武力行使の破棄。領土については、いわゆる「領土不拡大」の原則を宣言した。

1941 年 9 月 24 日 「大西洋憲章」参加のソ連政府宣言。

⁶ ここで問題となるのは、フランス語正文の *le groupe des Îles dites Kouriles*（クリルと呼ばれる島々のそのグループ）についてである。この部分を、当時の日本語訳は「現今所領『クリル』群島」と訳しており、「クリルと呼ばれる島々のそのグループ」が「クリル群島」と簡略化されていて、*groupe*（グループ）に対応する語を別途訳出していない。このため、日本語訳では、クリル群島すなわち千島列島がここで挙げられている 18 島だけを意味すると読める（と現在の日本政府は主張している）が、フランス語正文では必ずしもそのように解釈することはできない。また、日本語訳には、フランス語正文には存在しない「而今而後『クリル』全島ハ日本帝国ニ属シ」の語句が付け加えられている。1875 年当時は、こうした誤訳や正文に存在していない語句の付加による誤解は、特段の問題にはならなかった。というのは、日露和親条約により、ウルップ島以南のエトロフ島、クナシリ島、シコタン島、ハボマイ群島などはすでに日本領として確定していたため、1875 年のサンクト・ペテルブルク条約において、カムチャツカ半島のすぐ南にあるシュムシュ島から根室半島沖のハボマイ群島まで、すべて日本の領土となったことは明白であったからである。

⁷ 同上『締結各国条約彙纂』647-648 ページ（国立国会図書館近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/798309/339>）。

⁸ 在ロシア日本国大使館ホームページ（<http://www.ru.emb-japan.go.jp/RELATIONSHIP/MAINDOCS/1905.html#1> [2011 年 5 月 17 日アクセス]）。

⁹ 内閣府北方対策本部ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryu/pdf/gaikou02.pdf> [2011 年 5 月 17 日アクセス]）。

¹⁰ 日本を中心とした第 2 次世界大戦史については、さしあたり、入江昭（篠原初枝訳）『太平洋戦争の起源』（東大出版会、1991 年）が参考になる。

大西洋憲章¹¹

アメリカ合衆国大統領及ヒ連合王国ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ヲ代表スル「チャーチル」総理大臣ハ会合ヲ為シタル後両国力世界ノ為一層良キ将来ヲ求メントスル其ノ希望ノ基礎ヲ成ス兩國国策ノ共通原則ヲ公ニスルヲ以テ正シト思考スルモノナリ

一、兩國ハ領土の其ノ他ノ増大ヲ求メス。

二、兩國ハ關係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土の変更ノ行ハルルコトヲ欲セス。

三、兩國ハ一切ノ国民力其ノ下ニ生活セントスル政体ヲ選択スルノ權利ヲ尊重ス。兩國ハ主權及自治ヲ強奪セラレタル者ニ主權及自治力返還セラルルコトヲ希望ス。

四、兩國ハ其ノ現存義務ヲ適法ニ尊重シ大國タルト小國タルト又戰勝國タルト敗戦國タルトヲ問ハス一切ノ国力其ノ經濟的繁榮ニ必要ナル世界ノ通商及原料ノ均等条件ニ於ケル利用ヲ享有スルコトヲ促進スルニ努ムヘシ。

五、兩國ハ改善セラレタル労働基準、經濟的向上及ヒ社会的安全ヲ一切ノ國ノ為ニ確保スル為、右一切ノ國ノ間ニ經濟的分野ニ於テ完全ナル協カヲ生セシメンコトヲ欲ス。

六、「ナチ」ノ暴虐ノ最終的破壊ノ後兩國ハ一切ノ国民ニ對シ其ノ国境内ニ於テ安全ニ居住スルノ手段ヲ供与シ、且ツ一切ノ國ノ一切ノ人類カ恐怖及欠乏ヨリ解放セラレ其ノ生ヲ全ウスルヲ得ルコトヲ確實ナラシムヘキ平和カ確立セラルルコトヲ希望ス。

七、右平和ハ一切ノ人類ヲシテ妨害ヲ受クルコトナク公ノ海洋ヲ航行スルコトヲ得シムヘシ。

八、兩國ハ世界ノ一切ノ国民ハ實在論的理由ニ依ルト精神的理由ニ依ルトヲ問ハス強カノ使用ヲ拋棄スルニ至ルコトヲ要スト信ス。陸、海又ハ空ノ軍備カ自国国外ヘノ侵略ノ脅威ヲ与エ又ハ与ウルコトアルヘキ國ニ依リ引續キ使用セラルルキハ将来ノ平和ハ維持セラルルコトヲ得サルカ故ニ、兩國ハ一層広汎ニシテ永久的ナル一般的安全保障制度ノ確立ニ至ル迄ハ斯ル國ノ武装解除ハ不可欠ノモノナリト信ス。兩國ハ又平和ヲ愛好スル国民ノ為ニ圧倒的軍備負担ヲ輕減スヘキ他ノ一切ノ実行可能ノ措置ヲ援助シ及助長スヘシ。

(出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊)

2.2. カイロ宣言

1943 年 10 月 5 日 ルーズヴェルト、國務省との会談で、ソ連参戦を可能にするため「千島列島はロシアに引き渡されるべきである」と表明。

1943 年 11 月 27 日 ルーズヴェルト、チャーチル、蒋介石・中華民国主席、カイロで会談を行い、「カイロ宣言」を発表。

当初、「カイロ宣言」は日本に対する拘束力を持たなかったが、日本が受諾し、ソ連も参加した「ポツダム宣言」は『カイロ宣言ノ条項ハ履行セラルヘク』と明言したため、日本および「ポツダム宣言」に参加した全ての国を拘束する文書となった。

カイロ宣言¹²

「ルーズヴェルト」大統領、蒋介石大元帥及「チャーチル」総理大臣ハ、各自ノ軍事及外交顧問ト共ニ北「アフリカ」ニ於テ会議ヲ終了シ左ノ一般の声明ヲ發セラレタリ

各軍事使節ハ日本國ニ對スル将来ノ軍事行動ヲ協定セリ

三大同盟國ハ海路陸路及空路ニ依リ其ノ野蛮ナル敵國ニ對シ僅借ナキ彈圧ヲ加フルノ決意ヲ表明セリ右彈圧ハ既ニ増大シツツアリ

三大同盟國ハ日本國ノ侵略ヲ制止シ且之ヲ罰スル為今次ノ戰爭ヲ為シツツアルモノナリ右同盟國ハ自國ノ為ニ何等ノ利得ヲモ欲スルモノニ非ス又領土擴張ノ何等ノ念ヲモ有スルモノニ非ス

右同盟國ノ目的ハ日本國ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戰爭ノ開始以後ニ於テ日本國力奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト並ニ滿洲、台湾及澎湖島ノ如キ日本國力清國人ヨリ盜取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ

日本國ハ又暴力及貧慾ニ依リ日本國ノ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ驅逐セラルヘシ

前記三大國ハ朝鮮ノ人民ノ奴隸狀態ニ留意シ臆テ朝鮮ヲ自由且獨立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス

右ノ目的ヲ以テ右三同盟國ハ同盟諸國中日本國ト交戦中ナル諸國ト協同シ日本國ノ無条件降伏ヲ齎スニ必要ナル重大且長期ノ行動ヲ続行スヘシ

(出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊)

2.3. ヤルタ協定

1945 年 2 月 4~11 日 ルーズヴェルト米大統領、チャーチル英首相、スターリン・ソ連首相の三巨頭会談。

ソ連は対日参戦の条件として全樺太（サハリン）の返還および千島列島の引き渡しを条件とした。

ソ連対日参戦準備にとりかかる。

1945 年 2 月 11 日 ヤルタ協定調印。

1945 年 4 月 5 日 ソ連外相モロトフ、佐藤駐ソ大使に日ソ中立条約不延長を通告。

ヤルタ協定¹³

三大國即チ「ソヴィエト」連邦、「アメリカ」合衆國及英國ノ指揮者ハ「ドイツ」國力降伏シ且「ヨーロッパ」ニ於ケル戦争力終結シタル後二月又ハ三月ヲ經テ「ソヴィエト」連邦カ左ノ条件ニ依リ連合國ニ与シテ日本ニ對スル戦争ニ参加スヘキコトヲ協定セリ

一、外蒙古（蒙古人民共和国）ノ現状ハ維持セラルヘシ

二、千九百四年ノ日本國ノ背信的攻撃ニ依リ侵害セラレタル「ロシア」國ノ旧權利ハ左ノ如ク回復セラルヘシ

（イ）樺太ノ南部及之ニ隣接スル一切ノ島嶼ハ「ソヴィエト」連邦ニ返還セラルヘシ

¹¹ 国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文・重要文書のページから (<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j07.html> [2012 年 7 月 1 日アクセス])。

¹² 国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文・重要文書のページから (http://www.ndl.go.jp/constitution/shiry0/01/002_46/002_46tx.html [2012 年 7 月 1 日アクセス])。

¹³ 国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文・重要文書のページから (<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j04.html> [2012 年 7 月 1 日アクセス])。

- (ロ) 大連商港ニ於ケル「ソヴィエト」連邦ノ優先的利益ハ之ヲ擁護シ該港ハ国際化セラルヘク又「ソヴィエト」社会主義共和国連邦ノ海軍基地トシテノ旅順口ノ租借権ハ回復セラルヘシ
- (ハ) 東清鉄道及大連ニ出口ヲ供与スル南滿洲鉄道ハ中「ソ」合弁会社ノ設立ニ依リ共同ニ運営セラルヘシ但シ「ソヴィエト」連邦ノ優先的利益ハ保障セラレ又中華民国ハ滿洲ニ於ケル完全ナル主権ヲ保有スルモノトス
- 三、千島列島ハ「ソヴィエト」連邦ニ引渡サルヘシ
- 前記ノ外蒙古並ニ港湾及鉄道ニ関スル協定ハ蒋介石総帥ノ同意ヲ要スルモノトス大統領ハ「スターリン」元帥ヨリノ通知ニ依リ右同意ヲ得ル為措置ヲ執ルモノトス
- 三大國ノ首班ハ「ソヴィエト」連邦ノ右要求カ日本國ノ敗北シタル後ニ於テ確實ニ満足セシメラルヘキコトヲ協定セリ
- 「ソヴィエト」連邦ハ中華民国ヲ日本國ノ羈絆ヨリ解放スル目的ヲ以テ自己ノ軍隊ニ依リ之ニ援助ヲ与フル為「ソヴィエト」社会主義共和国連邦中華民国間友好同盟条約ヲ中華民国国民政府ト締結スル用意アルコトヲ表明ス
- (出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊)

2.4. ポツダム宣言

1945 年 7 月 26 日 ポツダム宣言。

「カイロ宣言」ノ条項ハ履行セラルベク又日本國ノ主権ハ本州、北海道、九州及四國並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ。

- 7 月 27 日 最高戦争指導会議、閣議で東郷茂徳外相、領土条項修正要求とソ連からの和平仲介の回答を待つため、しばらく様子を見ることを主張。
陸軍は受諾拒否。
- 7 月 28 日 鈴木首相、記者会見で「黙殺」と発言。
- 8 月 6 日 広島に原子爆弾投下。
- 8 月 8 日 天皇、東郷茂徳外相に「なるべく早く戦争の終結を見るように取り運ぶことを希望する」と述べる。
ソ連、対日参戦（日本時間午後 11 時）。
- 8 月 9 日 長崎に原子爆弾投下。
- 8 月 10 日 御前会議でポツダム宣言受諾を決定。
- 8 月 14 日 ポツダム宣言受諾を中立国経由で連合国へ申し入れ。

ポツダム宣言（米、英、支三国宣言）¹⁴

- 一、吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本國ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ
- 二、合衆国、英帝国及中華民国ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自國ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受ケ日本國ニ対シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事カハ日本國力抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同國ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合國ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ
- 三、蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノカニ対スル「ドイツ」國ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本國国民ニ対スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本國ニ対シ集結シツツアルカハ抵抗スル「ナチス」ニ対シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」国民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廃ニ帰セシメタルカニ比シ測リ知レサル程更ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事カノ最高度ノ使用ハ日本國軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スヘク又同様必然的ニ日本國本土ノ完全ナル破壊ヲ意味スヘシ
- 四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝國ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍國主義的助言者ニ依リ日本國力引続キ統御セラルヘキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本國力履ムヘキカヲ日本國力決意スヘキ時期ハ到来セリ
- 五、吾等ノ条件ハ左ノ如シ
- 吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルヘシ右ニ代ル条件存在セス吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ス
- 六、吾等ハ無責任ナル軍國主義カ世界ヨリ驅逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本國國民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ舉ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス
- 七、右ノ如キ新秩序カ建設セラレ且日本國ノ戦争遂行能力カ破砕セラレタルコトノ確証アルニ至ルマテハ聯合國ノ指定スヘキ日本國領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ占領セラルヘシ
- 八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本國ノ主権ハ本州、北海道、九州及四國並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ
- 九、日本國軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復歸シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ
- 十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ國民トシテ滅亡セシメントスルノ意圖ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虏ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ハラルヘシ日本國政府ハ日本國國民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重ノ確立セラルヘシ
- 十一、日本國ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルヘシ但シ日本國ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ區別ス）ヲ許可サルヘシ日本國ハ将来世界貿易關係ヘノ参加ヲ許サルヘシ
- 十二、前記諸目的カ達成セラレ且日本國國民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤収セラルヘシ
- 十三、吾等ハ日本國政府カ直ニ全日本國軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適當且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本國ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス
- (出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966 年刊)

¹⁴ 国会図書館ホームページ「日本国憲法の誕生」憲法条文・重要文書のページから (<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j06.html> [2012 年 7 月 1 日アクセス])。

3. 第2次世界大戦後の日ソ関係に関連する国際法

3.1. サンフランシスコ平和条約

3.1.1. アメリカの講和準備

- 1947年3月 米国務省極東局北東アジア課長ヒュー・ボートン、最初の平和条約草案を準備。
→北方領土に関してはヤルタ協定どおり千島列島をソ連に譲渡。
- 8月5日 ボートン訪日後の第2次案でウルップ島以北割譲に変更。
- 10月4日 ジョーシ・ケナン米国務省政策企画局長、意見書でエトロフ島、クナシリ島を日本に与えることを提案。
- 1948年1月30日 ボートン、「千島列島に関してヤルタ協定では定義されていない」。
- 1949年6月14日 北海道町村会、外務大臣宛「懇請書」で、エトロフ島、クナシリ島はポツダム宣言に記された千島列島に含まれないと主張。
- 27日 在日公使ヒューストン、意見書で、エトロフ島、クナシリ島は千島列島の一部で、ヤルタ協定でソ連の千島列島占領を正当化した。この2島はつねに日本領であったことを考慮すべき。
- 10月13日 国務長官指示に基づく平和条約案、エトロフ島、クナシリ島、ハボマイ群島、シコタン島は日本の領土と明記。
注釈には、「我々はソ連がそれを手放す見込みがまずないことを承知で、この処置を提案すべきであると考えてるのであって、そうすれば、ソ連が手放さない場合、我々は日本人の間で好意を獲得し、ソ連は日本人に不評をかうであろう」と記されていた。
- 11月2日 平和条約新案、エトロフ島、クナシリ島、ハボマイ群島、シコタン島を日本の領土からはずす。
脚注には、「エトロフ島、クナシリ島、及び小クリル島〔ハボマイ群島とシコタン島〕の日本保持を提案すべきか否かについての決定は、まだ最終的に話されていない。現時点での考え方は、米国は、この問題を提起すべきではないが、もし日本によって提起されたなら、われわれは同情的な態度をみせるかも知れない」と記されていた。
- 12月29日 平和条約第3案、千島列島は割譲するが、ハボマイ群島、シコタン島は日本の領土に含まれる。
エトロフ島、クナシリ島が千島列島でないとするのは無理との判断。
- 1951年3月1日 ダレス国務省顧問案。
- 16日 日本政府、井口貞夫外務次官によるダレス国務省顧問案に対する回答。
「南樺太の返還と千島列島の引渡しに同意」。
- 23日 全連合国に送付された対日講和条約草案「南樺太の返還と千島列島の引渡し」を明記。
- 6月14日 ソ連調印不参加の意向を踏まえた修正案「南樺太と千島列島の放棄」のみを規定
米国は、ソ連が不参加でも日本に「南樺太と千島列島を放棄」させることが必要であった。もし、それが日本領となると、講和条約と同時に締結する日米安保条約で防衛義務を負い、占領しているソ連軍との紛争に巻き込まれることになるから。
講和条約調印せずとのソ連の意向は中ソ友好条約で協同での対日講和を約束していたから(中国は1950年6月勃発の朝鮮戦争を戦っている)。
- 9月8日 日本国との平和条約(サンフランシスコ平和条約)調印

3.1.2. 講和準備当時の日本政府の千島列島の定義

1950年3月8日 衆議院外務委員会における答弁

島津久大政務局長「ヤルタ協定の千島は南千島、北千島を含めたもの。ハボマイ、シコタンは千島に含まれていない」。
西村熊雄条約局長「千島列島が、〔ウルップ・エトロフ間の〕国境以北だけ、以南の南千島は千島列島でないという解釈は生まれない」。

1950年3月8日衆議院外務委員会における質疑¹⁵⁾

○浦口委員 たいへん時間が迫っているという委員長のお話ですので、簡単に明瞭に御質問したいと思っております。
千島諸島の帰属問題について、二、三御質問申し上げたいと思っております。もちろん島嶼の帰属につきましては、講和條約に際しまして、連合軍が決定するところではございますが、しかし一応われわれ国民といたしましては、その島の法的にあるべき姿をはつきりとかんでおくことが、たいへん必要だと考えるわけでありまして、実は去る二月一日の外務委員会におきまして、島津政務局長は、ヤルタ協定の「千島」という呼称については不
明確で、確定する方法がない、こういう発言をされておりますが、しかしそのあとで、しかし南千島と北千島の違いは実在する、こういうふうに御
答弁になっております。そういうことから申しましても、ヤルタ協定の問題はあとで申し上げることにいたしまして、まず千島列島という呼称は、
一体どういう島々を千島と言うのかということ、一応お聞きしたいと思うのであります。実は私、千島と最も近い根室に参りまして、いろいろと
土地の事情を聞きまして、南千島と言われている、エトロフ、クナシリ、シコタン島、ハボマイ諸島等から引揚げて来た人の約一万六千人く
らい、こういう人々は、すでに三代あるいは五代も前からこの島に住みついておまして、この島々がポツダム宣言あるいはカイロ宣言、もちろん
ヤルタ協定を一応認めるとしましても、われわれはなぜ引揚げさせられたかということについて、非常に大きな疑問を持っております。そういう点
についても、この際これをはつきりしておくことがたいへん必要であろうと考えるわけでありまして、一般に千島列島と申されておりますが、その中
のハボマイ諸島とシコタン島、クナシリ島、エトロフ島等の島々は、非常に早くから北海道本島に属しておまして、根室の国と、こう呼ばれてお
ります。そしてエトロフ島以北のカムチャツカ半島に至る十八の島々が、いわゆる千島の国と、こういうふう呼ばれておるのであります。それで
そのエトロフ島以南の、すなわちエトロフ島から南部の島々は、徳川幕府の初めから、日本人が住んでおまして、三百有余年の長きにわたって、

¹⁵⁾ 国会の議事録は、国会会議録検索システム (<http://kokkai.ndl.go.jp/>) で、日付、人名、キーワードなどで検索できる。なお、ここで引用した議事録中の下線は筆者(上野)による。

父祖代々相次いで漁業に従事していたというのが、島の歴史上の明らかな事実であります。そのことは一八五四年、安政元年に、帝政ロシアと締結をいたしました神奈川條約、一名下田條約とも言われておりますが、これによっても明らかにされておるのであります。すなわちその第二條に、「今より後日本国とロシア国との境は、エトロフ島とウルツプ島との間にあるべし、エトロフ島全島は日本に属し、ウルツプ島全島とそれより北方クリル諸島はロシアに属し、樺太島に至りては日本国とロシア国との間において境界を設けず、これまでのしきたり通りたるべし。」という一條があるのであります。これはわれわれの解釈によりますと、今まで不明確であつたロシアと日本の境をはつきりしたと解釈できると思うのであります。しかもその後いろいろ樺太の所有問題についてトラブルがありましたので、一八七五年の五月、明治八年にわが国の全権榎本武揚がロシアにおもむき、千島・樺太交換條約というものを締結した、こういうことも当然御承知と思うのであります。その第二條には、「クリル全島すなわちウルツプ島よりシムシム島に至る十八の島々は日本領土に属し、カムチャツカ地方、ロバトカ岬とシムシム島との間なる海峡をもつて両国の境界とす。」という一條があるのであります。この二つの條約から照らしまして、明らかにわれわれは、ここに千島列島という名で呼ばれる部分は、少なくともエトロフ島とウルツプ島との間の千島水道と言われる以北が、いわゆる千島列島と呼ばれるものである。その以南は先ほど申し上げましたように、いわゆる北海道本島に属する根室の国の一部である。こういうふうと考えてしかるべきであると思うのであります。その点についてまず見解をお聞きしたいと思います。

○島津政府委員 ヤルタ協定の千島の意味でございますが、いわゆる南千島、北千島を含めたものを言つておると考えるのです。ただ北海道と近接しておりますハボマイ、シコタンは島に含んでいないと考えます。

○浦口委員 そういたしますと、一八七五年、明治八年の千島、樺太交換條約と非常に矛盾して来るのであります。先ほど申し上げましたように、この第二條では、クリル全島、すなわちウルツプ島よりシムシム島に至る十八の島々、こういうふうには北千島というものに対してはつきり第二條で定義されておるのであります。その点はいかがですか。

○島津政府委員 北千島の定義がそのようになっておるものと考えます。千島の定義につきましては、いろいろな経緯、歴史もあるわけでございますが、ただいま問題になっておりますヤルタ協定でいわゆる千島というものを先ほど私解釈したのであります。それで御了承を願います。

○浦口委員 私の承知するところでは、北千島、南千島というのはいわゆる下田條約と千島・樺太交換條約、この二つの條約によつてこういう俗稱が出たと考えておりますので、公文書の上では南千島、北千島の差はないというふうには承知いたしておりますが、何かそういう公文書の上で明示されたものがあるならば、お知らせ願いたい。

○西村(熊)政府委員 それは一九四六年の一月二十九日付の総司令官の日本政府にあてたメモランダムであります。例の外郭地域を日本の行政上から分離するあの地域を明示された覚書であります。その第三項の中に「千島列島・ハボマイ諸島及びシコタン島」とございます。いわゆる南千島と北千島とを合せて千島列島という観念で表示してあります。

○浦口委員 その條項も私は実は調べたのであります。島津條約局長のおつしやるように、ザ・クリル(千島)アイランズと、こうなつております。そうなりますと、先ほど申し上げました千島・樺太交換條約の第二條にはクリル全島、こういうことになつておまして、それはいわゆる下田條約による千島水道以北であるということは、はつきりするのであります。従つてその千島水道以南のエトロフ、クナシリ——シコタン、ハボマイはもちろんであります。これはは当然含まれない。こういう解釈が明らかになるのであります。その点いまいち御答弁願います。

○西村(熊)政府委員 御質問の趣旨がよくわかりませんので、もう一度お繰言返し願いたいと思います。私は政務局長とまつたく同意見ではございますが、……。

○浦口委員 そうしますと、もう一度話が元へ返るようになるのであります。実は下田條約では、今より後日本国とロシア国との境は、エトロフ島とウルツプ島との間にあるべしという一條があるわけです。これによつて條約上初めて日本とロシアの境がきまつたわけです。ですからエトロフ島以南、すなわちエトロフ、クナシリ以南の島は当然もう日本国としてはつきりきまつていた後において、千島・樺太交換條約によつて、クリル全島すなわちウルツプ島よりシムシム島——ウルツプ島というのはエトロフとの境であります。下田條約によつてすでに日本と決定されたその以北、いわゆるウルツプ島以北がクリル全島、こういう呼称で呼ばれているのであります。そうでなければこの條約の文章が成立しないのであります。

○西村(熊)政府委員 その條約の條文を持ちませんので、確とした自信はございませんが、今繰返された文句によれば、例の明治八年の交換條約で言う意味は、いわゆる日露間の国境以外の部分である千島のすべての島という意味でございます。ですから千島列島なるものが、その国境以北だけがいわゆる千島列島であつて、それ以南の南千島というものが千島列島でないという反対解釈は生れないかと思ひます。

○浦口委員 私はどうもそれがよくわからないのであります。もう一度詳しく申し上げたいのですが、時間がありませんので、外務省の方で御研究願いたいと思います。この次にまた見解を発表していただきたいと思ひます。

それでは引續いてそういうことからいたしますと、実はその前にポツダム宣言及びその根拠たるカイロ宣言については、すなわち第一次世界戦争以後において日本が奪取し、または占領した一切の島嶼を剥奪すること、日本国はまた暴力及び貧欲により、日本国が略取しだる他の一切の地域より驅逐せらるべし。この條項は千島——一応それを南千島、北千島とわけてお話ししてもよろしいのですが、その両方ともこれには該当しない、そういうふうには考えるのであります。その点いかがでありますか。

○西村(熊)政府委員 もちろんそう考えます。従つてヤルタ協定の文句も特にハンド・オーヴァー——引渡すという字を使つております。南樺太は返還すべしという用字が使つてあるにもかかわらず、千島列島につきましてはハンド・オーヴァー——引渡すという違つた用語が使つてあります。その辺を考慮した上での條文かと私もは了解しております。

○浦口委員 そうなりますと、南と北の問題は別といたしまして、クナシリ、エトロフ、ハボマイ諸島、シコタン島から強制的に引揚げなければならなかつた、その間の理由はどういう理由によるか、その点お伺ひします。

○西村(熊)政府委員 今度の戦争後におきまして、連合国の日本及びドイツに対します政策の一つといたしましては、日本人及びドイツ人は将来における国境の内部に全部移住させるといふ政策がとられたやうであります。従ひましてドイツについても同じでございますが、日本につきましては、日本軍の占領地域ないしは日本の行政下の管轄の外に置かれました領域に在住しておりました邦人も、全部いわゆる強制引揚げということになつたわけでございます。その一環として、千島における在留民も、本国へ帰らざるを得ないことになつたのでございます。

3.1.3. 日本国との平和条約(サンフランシスコ平和条約)

第2条(c)項で、日本が樺太南半部および千島列島を放棄することを明記。

日本国との平和条約¹⁶

連合国及び日本国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且つ国際の平和及び安全を維持するために主権を有する対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家の間の関係でなければならないことを決意し、よつて、両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和条約を締結することを希望するので、

日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、国際連合憲章第五十五条及び第五十六条に定められ且つ既に降伏後の日本国の法制によつて作られはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し、並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に従う意思を宣言するので、

連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、

よつて、連合国及び日本国は、この平和条約を締結することに決定し、これに応じて下名の全権委員を任命した。これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第一章 平和

第一条

- (a) 日本国と各連合国との間戦争状態は、第二十三条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。
- (b) 連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。

第二章 領域

第二条

- (a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、済洲島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。
- (e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。
- (f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第三条 日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

（以下、略）

3.1.4. ダレス米国代表の演説

第二条 c 項に記載された千島列島がハボマイ群島を含むかどうかについて若干の質問があったと発言。当時のダレスの理解では、千島列島がエトロフ島およびクナシリ島を含むことは明白であったと考えられる。

米国代表ダレスの演説（抜粋）¹⁷

第一章は、戦争状態を終了し、日本国民の完全なる主権を認めるものであります。その認められた主権は「日本国民の主権」である点に注意しましょう。日本主権の領域はどうでしょうか。第二章においてそれを取扱っております。日本は日本に関する限り六年前現実に実施されたポツダム降伏条項の領土規定を正式に承認しております。

ポツダム降伏条項は、日本及び連合国が全体として拘束される平和条項の定義のみを規定しております。若干の連合国の間には若干の私的了解がりましたが、日本も又他の連合国もこれらの了解に拘束されたものではありません。従つて、本条約は、日本の主権は本州、北海道、九州、四国及びその他の諸小島に限られるべきことを規定した降伏条項第八条を具体化しております。第二章第二条に包含されている放棄は、厳格に且つ慎重にその降伏条項を確認しています。第二条 (C) に記載された千島列島という地理的名称が齒舞諸島を含むかどうかについて若干の質問がありました。齒舞を含まないというのが合衆国の見解であります。

3.1.5. グロムイコ・ソ連代表の演説

グロムイコ外相、講和条約に樺太、千島列島に対するソ連の主権の承認義務が規定されていないことをソ連の主権の侵害の企図、ヤルタ協定違反と非難。

ソ連代表グロムイコの演説（抜粋）¹⁸

対日平和条約は、当然、日本との講和に関連する幾多の領土問題を決定しなければならないのであります。米国、英国、中国及びソ連邦はこの点についても明確な責任を負担したのであります。これらの責任はカイロ宣言、ポツダム宣言、及びヤルタ協定中に述べられているのであります。

これらの協定は中国から分離された領土に対する中国の、現在は中華人民共和国の絶対的に論争の余地のない権利を認めているのであります。台湾、澎湖諸島、西沙群島及びその他の中国領土の如き、中国の原領土で分離されたものが、中華人民共和国に返還すべきであることは論議の余地のないところであり、

樺太の南半部及び隣接諸島、並びに現在ソ連の主権下にある千島列島に対するソ連の領土権はこれまた論議の余地のないところであり、

¹⁶ 内閣府北方対策本部ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryou/pdf/gaikou10.pdf> [2011 年 4 月 25 日アクセス])。

¹⁷ 前掲『日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集 1992 年版』33 ページ。

¹⁸ 同上、34-35 ページ。

かくのごとく、対日平和条約を準備するに当たって生ずる領土問題を解決するとともに、もしわれわれが日本が武力によって占領した諸地域に対する議論の余地なき国家の領土権から議論を進むべきものとするならば、条約はこの点に関し明確を欠いてはならないのであります。

(中略)

平和条約米英草案の領土問題に関する部分について、ソ連邦代表団は、日本軍国主義者達によって分割された台湾、澎湖島、西沙群島及びその他の島々のごとき、中国の領土の欠くことのできない部分の返還に対する中国の、議論の余地なき権利を、この草案がはなはだしく侵害するものであることをのべる必要があると考えるのであります。草案は、これらの領土に対する権利を日本が放棄することに言及するだけで、これらの領土のそれ以上の運命については、故意に触れることを省略しているのであります。しかしながら、実際には、台湾及び前述の諸島は、アメリカ合衆国によって占拠され、合衆国は、審議中の平和条約草案の中でこの侵略的行動を合法化しようと欲しているのであります。ところで、これ等の領土の運命は、絶対的に明白なものでなければならぬのであります。彼等はその土地の主人である中国民衆の手に返還されなければならないのであります。

同様に、既にソ連邦の主権下にある千島列島はもとより、南樺太及びそれに近接する諸島に関するソ連邦の主権をはなはだしく侵害しようとして、草案は、又もや日本のこれ等領土に対する権利、権原及び請求権の放棄に言及するにとどまり、これら領土の歴史的附属物及びソ連邦の領土のかかる部分に対する主権を承認すべき日本の当然の義務については何等ふれるところがないのであります。

われわれは、妥当な時に、カイロ及びポツダム両宣言並びにヤルタ協定に署名した合衆国とグレート・ブリテンとが、領土問題についてかかる提案を呈示することによって、これ等の国際的協定によって約束した義務の由まじき侵犯の道を辿ったという事実について語ろうとはおもわないのであります。

(中略)

これを要するに、平和条約米英草案に関し、次にのべるような結論を引出すことが出来るのであります。

一、草案は日本の軍国主義の再建と、日本の侵略国家への変質に備えてのいかなる保証をも含んでおりません。草案は、軍国主義者日本による侵略を蒙った国々の安全を確保するためのいかなる保証をも含んでおりません。草案は日本の軍国主義の再建のための条件を創り上げ、新しい日本の侵略の危険を創っております。

二、草案は、事実上外国占領軍の撤退について何等の規定もしておりません。反対に平和条約署名後においてなお日本領土上に外国の武装軍隊が駐屯することと、日本国内に外国の軍事基地を存置することを保証しております。草案は、日本の自己防衛に名をかりて、日本が合衆国との侵略的な軍事同盟に参加することを規定しております。

三、草案は、単に、軍国主義者日本に対する戦争に参加した国々のうちのどれかを目標としてなされたいかなる提携にも参加してはならないという日本の負うべき義務を設定していないのみならず、反対に、合衆国の保護をうけてつくられた極東における侵略的ブロックに、日本が参加する道を開いているのであります。

四、草案は、日本の民主化について、すなわち日本における戦前のファシスト体制の復活にとって直接の脅威となる、民主主義的な権利の日本人民に対する保証について、いかなる規定も含んでいないのであります。

五、草案は、中国の欠くことのできない部分、すなわち日本の侵略の結果中国から分割された、台湾、澎湖島、西沙群島及びその他の領土に対する中国の正当なる権利をはなはだしく侵害するものであります。

六、条約草案は、ヤルタ協定で合衆国とグレート・ブリテンとが、樺太のソ連邦への返還保証した義務に矛盾するものであります。

七、外国の、先ず第一にアメリカの独占のためにこれらの国が占領期間中に獲得した特権を確保すべく、無数の経済に関する条項が立案されております。日本経済は、これら外国の独占に奴隷のごとく依存する状態におかれているのであります。

八、草案は、日本の占領に苦しんだ国々が蒙った損害に対して日本がなすべき賠償に関し、それらの国が有する合法的な請求権を無視しているのであります。同時に、直接日本人の労働によって損害を賠償することを規定して、この草案は、日本に奴隷のような賠償の形式を課しているのであります。

九、平和条約米英草案は、平和の条約ではなくして、極東における新しい戦争の準備のための条約であります。

3.1.6. 吉田代表の演説

吉田茂は、演説の中で、「千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだとのソ連全権の主張は承服いたしかねます」と述べているが、グロムイコは、「千島列島及び南樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだ」とは明確に主張していないので、これはソ連全権に対する反論の形を借りて、領土不拡大原則に違反した平和条約に対して、したがって米英を含む連合国全体に対して反論したものととも考えられる。

吉田は、この演説で、エトロフ島とクナシリ島を「千島南部の二島」と、またウルップ島以北を「北千島」と呼んでいる。また「千島列島および樺太南部は、日本降伏直後の一九四五年九月二十日一方的にソ連領に収容された」、「日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島および歯舞諸島」と述べていることから、クナシリ島およびエトロフ島は千島列島であり、ハボマイ群島およびシコタン島は北海道の一部であると考えていることは明らかである。

こうした「千島列島」、ならびに「北千島」と「南千島」の定義は、当時の政府では一貫しており、先に見た 1950 年 3 月 8 日衆議院外務委員会における島津久大（ひさなが）政務局長および西村熊雄条約局長の答弁、またのちに見る 1951 年 10 月 19 日衆議院外務委員会（批准国会）での西村熊雄条約局長の答弁の「この条約に千島とあるのは、北千島及び南千島を含む意味である」も同様の趣旨である。

日本代表吉田首相の演説（抜粋）¹⁹

ここに提示された平和条約は、懲罰的な条項や報復的な条項を含まず、わが国民に恒久的な制限を課すこともなく日本に完全な主権と平等と自由とを回復し、日本を自由且つ平等の一員として国際社会に迎えるものであります。復讐の条約ではなく、「和解と信頼」の文書であります。日本全権はこの公平寛大なる平和条約を欣然受諾致します。

過去数日にわたってこの会議の席上若干の代表団は、この条約に対して批判と苦情を表明されましたが、多数国間における平和解決にあっては、

¹⁹ 同上、36 ページ。

すべての国を完全に満足させることは、不可能であります。この平和条約を欣然受諾するわれわれ日本人すらも、若干の点について苦悩と憂慮を感じざることを否定できないのであります。この条約は、公正にして史上かつて見ざる寛大なものであります。従って日本のおかれている地位を十分承知しておりますが敢えて数点に付全権各位の注意を喚起せざるを得ないのはわが国民に対する私の責任と存ずるからであります。

第一は領土の処分問題であります。

(中略)

千島列島及び樺太の地域は日本が侵略によって奪取したものだとのソ連全権の主張は、承服いたしかねます。

日本開国の当時、千島南部の二島、択捉、国後両島が日本領であることについては帝政ロシアもなんらの異議を挿さなかつたのであります。ただ得撫以北の北千島諸島と樺太南部は、当時日露両国人の混住の地でありました。一八七五年五月七日、日露両国政府は、平和的な外交交渉を通じて樺太南部は露領とし、その代償として北千島諸島は日本領とすることに話合をつけたのであります。名は代償であります、事実は樺太南部を譲渡して交渉の妥結を計ったのであります。その後樺太南部は、一九〇五年九月五日ルーズヴェルト・アメリカ合衆国大統領の仲介によって結ばれたポーツマス平和条約で日本領となったのであります。

千島列島および樺太南部は、日本降伏直後の一九四五年九月二十日一方的にソ連領に収容されたのであります。

また、日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島および歯舞諸島も終戦当時会々日本兵営が存在したためにソ連軍に占領されたままであります。

3.1.7. 批准国会における千島列島の範囲についての質疑

1951年10月19日のいわゆる批准国会、すなわち衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会において、サンフランシスコ平和条約の千島列島の範囲についての質疑がおこなわれた。サンフランシスコ講和会議前の1950年3月8日の衆議院外務委員会での質疑における「千島の範囲には北千島および南千島が含まれる」という政府見解は変わっていない。

1951年10月19日衆議院平和条約及び日米安全保障条約特別委員会における質疑

○高倉委員 本会議また昨日の委員会を通じまして、いろいろと條約問題につきまして質問がなされておりますので、われわれの言わんと欲することも大方言い盡されているような次第であります。実は二十四日に大体質問をする考えでございましたし、本日は総理もお疲れのことと思いますから、頭を冷静にされてからお聞きの方がむしろいいかと思っておりますので、簡潔に二、三御質問申し上げたいと思っております。

まず領土の問題ですが、過般のサンフランシスコの講和條約の第二條の(C)項によりますと、日本国は千島列島の主権の放棄を認められたのである。しかしその千島列島というものはきわめて漠然としておる。北緯二五・九度以南のいわゆる南西諸島の地域の條文におきましては、詳細に区分されておるのでありますが、千島列島は大ざっぱではつきりしていないのであります。そこで講和條約の原文を検討する必要があります。條約の原文にはクリル・アイランド、いわゆるクリル群島と明記されておるように思いますが、このクリル・アイランドとは一体どこをさすのか、これを一応お聞きしたいと思います。

○吉田国務大臣 千島列島の件につきましては、外務省としては終戦以来研究いたして、日本の見解は米政府に早くすでに申入れてあります。これは後に政府委員をしてお答えをいたさせますが、その範囲については多分米政府としては日本政府の主張を入れて、いわゆる千島列島なるものの範囲もきめておろうと思っております。ささいのことは政府委員から答弁いたさせます。

○西村(熊)政府委員 條約にある千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含むと考えております。しかし南千島と北千島は、歴史的に見てまったくその立場が違うことは、すでに全権がサンフランシスコ會議の演説において明らかにされた通りでございます。あの見解を日本政府としてもまた今後とも堅持して行く方針であるということは、たびたびこの国会において総理から御答弁があつた通りであります。

なお歯舞と色丹島が千島に含まれないことは、アメリカ外務当局も明言されました。しかしながらその点を決定するには、結局国際司法裁判所に提訴する方法しかあるまいという見解を述べられた次第であります。しかしあの見解を述べられたときははまだ調印前でございますので、むしろソ連も調印する場合のことを考えて説明されたと思っております。今日はソ連が署名しておりませんので、第二十二條によつてヘーグの司法裁判所に提訴する方途は、實際上ない次第になつております。

○高倉委員 このクリル群島と千島列島を同じように考えておられるような今のお話ですが、これは明活八年の樺太・クリル交換條約によつて決定されたものであつて、その交換條約によりますと、第一條に、樺太全島はロシア領土として、ラベルズ海峡をもつて両国の境界とする。第二條には、クリル群島、すなわちウルツツ島から占守島に至る十八の島は日本領土に属す。カムチャツカ地方、ラバツカ岬と占守島との間なる海峡をもつて両国の境とする。以下省略しますが、こういうふうになつておる。この條約は全世界に認められた國際的の公文書でありますので、外務当局がこのクリル群島というものと、千島列島というものの翻訳をどういうふうにかけておられるか、もう少し詳しく御説明を願いたいと思っております。

○西村(熊)政府委員 平和條約は一九五一年九月に調印されたものであります。従つてこの條約にいう千島がいずれの地域をさすかという判定は、現在に立つて判定すべきだと考えます。従つて先刻申し上げましたように、この條約に千島とあるのは、北千島及び南千島を含む意味であると解釈しております。但し両地域について歴史的に全然違つた事態にあるという政府の考え方は将来もかえまませんということを御答弁申し上げた次第であります。

3.2. 日ソ平和条約締結交渉

1954年9月25日 米國務省対ソ書簡。

1952年10月7日にハボマイ群島上空で撃墜された米軍機の賠償を請求。

平和条約・ヤルタ協定の千島列島はハボマイ群島を含まず。

10月12日 マレンコフ・周恩来ソ中両国首相、共同声明で日本との国交正常化を呼びかける(日米関係の修正要求はなし)。

11月7日 ハボマイ群島上空で米軍機再び撃墜。

1955年1月26日 ダレス米國務長官、アリソン駐日大使を介して重光外相に、①ソ連との取り決めは日米安保条約・日華平和条約に抵触しないようにする、②サンフランシスコ条約と矛盾しないようにする、③ハボマイ群島、シコタン島は日本領土との日本の主張を支持する、と伝える。

- 2月4日 島駐米大使、フーヴァー米國務次官に、千島列島返還要求を支持するよう求める。
- 4月9日 「米国の対日政策」採択。
①日本が共産国と政治的に結びつくことに反対
②ハボマイ群島、シコタン島に対する主権要求を支持
- 4月20日 シーボルト米國務次官補の覚書。
「千島列島の一部を要求する日本の主張を激励する強い政治的理由がある」。
- 5月24日 松本全権への訓令（未公開）、閣議決定。
①ハボマイ群島・シコタン島の返還
②千島列島・南サハリンの返還
米国はソ連側の譲歩の可能性をおそれていた。
- 6月3日 ロンドンで日ソ平和条約交渉開始（松本全権・マリク・ソ連駐英大使）。
- 8月4日 フルシチョフソ連共産党第1書記、日米にくさびを打ち込むため、ハボマイ群島・シコタン島の引渡しを決断し、マリクから松本に伝えられる。
日本外務省内親米派、米国は日ソ交渉妥結を憂慮。
- 8月18日 日本外務省幹部会、クナシリ島、エトロフ島の返還要求を決定か？
- 8月20日 寺岡・外務省欧州参事官、四島（ハボマイ群島・シコタン島、クナシリ島、エトロフ島）返還要求を朝日新聞にリーク。
- 8月25日 松本全権、20日の記事に驚き、ソ連の二島（ハボマイ群島、シコタン島）返還への譲歩を共同通信→毎日新聞にリーク。
重光と寺岡は松本の電報を鳩山に知らせず、二島返還というソ連の譲歩を隠しておき、二島返還に対抗する四島返還論の新方針を首相と相談せずに決定して、新聞にリークして既成事実化。
- 8月30日 松本全権、マリクに四島返還の新方針を伝える。マリクは拒否。交渉は行き詰まる。
- 9月 ダレス米國務長官、ソ連の千島列島・南サハリン領有を認めてはならない、などを日本に伝える。
- 10月5日 松本、ハボマイ群島・シコタン島の返還で妥結すべきと毎日新聞紙上で主張。
- 1956年4月27日 漁業交渉のためモスクワ入りした河野一郎農相、ブルガーニン首相との会談で平和条約交渉再開を合意。
- 7月31日 重光全権、シェビーロフ外相と交渉開始。
重光、四島返還、二島返還+残り二島の継続交渉、二島返還+サンフランシスコ平和条約確認と次々に提案。
- 8月12日 重光、ソ連案（二島返還）で妥結を決意。
日本政府、ソ連案拒否で合意。
- 8月19日 重光、交渉を中断し、ロンドンでダレスと会い、二島返還妥結を説明するが、ダレスはそれなら米国は沖縄を返さないと恫喝。
鳩山は平和条約なしの国交正常化（アデナウアー方式）を決意。
- 10月16日 日ソ共同宣言調印。
「ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、齒舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする」。

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言²⁰

（前文等省略）

- 1 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の戦争状態は、この宣言が効力を生ずる日に終了し、両国の間に平和及び友好善隣関係が回復される。
- 2 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間に外交及び領事関係が回復される。両国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両国は、外交機関を通じて、両国内におけるそれぞれの領事館の開設の問題を処理するものとする。
- 3 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、相互の関係において、国際連合憲章の諸原則、なかんずく同憲章第二条に掲げる次の原則を指針とすべきことを確認する。
 - (a) その国際紛争を、平和的手段によつて、国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように、解決すること。
 - (b) その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、それぞれ他方の国が国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有することを確認する。
日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、経済的、政治的又は思想的のいかなる理由であると問わず、直接間接に一方の国が他方の国の国内事項に干渉しないことを、相互に、約束する。
- 4 ソヴィエト社会主義共和国連邦は、国際連合への加入に関する日本国の申請を支持するものとする。
- 5 ソヴィエト社会主義共和国連邦において有罪の判決を受けたすべての日本人は、この共同宣言の効力発生とともに釈放され、日本国へ送還されるものとする。
また、ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要請に基づいて、消息不明の日本人について引き続き調査を行うものとする。
- 6 ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国に対し一切の賠償請求権を放棄する。
日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、千九百四十五年八月九日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その団体及び国民のそれ

²⁰ 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1957/s32-shiryu-001.htm> [2011年4月25日アクセス])。

- それぞれ他方の国、その団体及び国民に対するすべての請求権を、相互に、放棄する。
- 7 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始することに同意する。
- 8 千九百五十六年五月十四日にモスクワで署名された北西太平洋の公海における漁業に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約及び海上において遭難した人の救助のための協力に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定は、この宣言の効力発生と同時に効力を生ずる。
- 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、魚類その他の海洋生物資源の保存及び合理的利用に関して日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が有する利害関係を考慮し、協力の精神をもつて、漁業資源の保存及び発展並びに公海における漁業の規制及び制限のための措置を執るものとする。
- 9 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。
- ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。
- 10 この共同宣言は、批准されなければならない。この共同宣言は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかに東京で行われなければならない。
(署名等省略)

4. 「北方領土」問題の発生

4.1. 「日ソ共同宣言」から「北方領土」問題の発生まで

- 1957年5月16日 岸首相、参議院で、ソ連が南千島を返還しない限り平和条約は結ばないと言明
- 5月23日 米国、1954年11月7日の北海道沖でのソ連戦闘機による米軍機撃墜事件の賠償を要求する書簡をソ連に送付。
「これら（ヤルタ協定とサンフランシスコ条約）の文書における『クリル諸島』という字句は、ハボマイ群島やシコタン島、それに従来つねに日本本土であったものであり、したがって正義上、日本の主権下にあるものと認められるべきクナシリ島とエトロフ島を含んでもいなければ、含むように意図されもしなかったということを繰り返し言明する」。
→クナシリ島・エトロフ島に関する米国の明確な方針転換。
- 1959年9月11日 フルシチョフ、訪ソした自民党三木武夫に、クナシリ島とエトロフ島を日本に返還したら、「これらの島がソ連攻撃の基地として使われる」と発言。
- 1960年1月27日 日米安保条約に関するグロムイコ覚書。
「ソ連政府は、日本政府によって調印せられた新（日米安保）条約がソ連邦と中華人民共和国に向けられたものであることを考慮し、これらの諸島（ハボマイ群島とシコタン島）を日本に引き渡すことによって外国軍隊によって使用せられる領土が拡大せられるがごときことを促進することはできない。よって、ソ連政府は、日本領土からの全外国軍隊の撤退およびソ日間平和条約の調印を条件としてのみ、歯舞および色丹が1956年10月19日付けソ日共同宣言によって規定されたとおり、日本に引き渡されるだろうということを声明することを必要と考える」。
- 2月5日 日本政府、直ちに抗議の覚書を送付。
「共同宣言は、日ソ両国関係の基本を律する国際取り決めであり、両国それぞれの最高機関によって批准された正式の国際文書である。この厳粛な国際約束の内容を一方的に変更しえないことはここに論ずるまでもない。さらに日ソ共同宣言が調印された際、既に無期限に有効な現行安全保障条約が存在し、日本国に外国軍隊が駐留しており、同宣言はこれを前提とした上で締結されたものである」。「日本国政府は、領土問題について共同宣言の規定に新しい条件を付し、これによって宣言の内容を変更せんとするソ連邦の態度はこれを承認することができない」。「また我が国は、歯舞群島、色丹島のみならず他の日本の固有の領土の返還をあくまでも主張するものである」。
- ↓
- ソ連の宣言の内容を一方的に変更する覚書も日本政府の言うとおりの不当なものだが、日本政府の反論の中で「他の固有の領土の返還」論もまたソ連からすれば共同宣言に反する不当なもの。
- 5月31日 米国家安全保障会議文書「対日政策ステートメント」。
「日本が中ソ・ブロックに対するその正当な領土、漁業、その他の要求を出し、中立化や政治的譲歩を求め中ソの圧力に抵抗するよう支持し、激励する。千島列島と南サハリンに対する主権を求めソ連の主張に譲歩しない」。
- 1961年9月25日 フルシチョフの池田首相あて書簡。
「領土問題は一連の国際協定によって久しき以前に解決済みである」。
- 10月3日 池田首相、衆議院予算委員会での発言。

「千島とは得撫島以北十八の島をさすことに国際的になっておるわけでございます」。→10月6日、政府見解となる。

11月15日 池田首相、フルシチョフあて書簡。

「日本政府がサン・フランシスコ条約によってその権利を放棄した『千島列島』は、この歴史的にも明らかな概念であるウルップ以北の十八島を指すものであって、元来『千島列島』に含まれぬ日本固有の領土であるクナシリ、エトロフ両島については、日本政府はなんらの権利をも放棄したのではない」。



「北方領土問題」の発生

4.2. 千島列島の範囲の変更

1961年10月6日以降、日本政府は、「千島とは得撫島以北十八の島をさす」という見解を打ち出し、サンフランシスコ平和条約第2条c項で放棄した千島の範囲を変更した。この「千島とは得撫島以北十八の島をさす」という根拠となったのは、前述の1875年のサント・ペテルブルク条約（千島・樺太交換条約）第2款の「現今所領『クリル』群島即ち第一・・・」という規定である。

しかし、第2款が、日本政府見解の言うように、千島列島はウルップ島以北の18島であるということ述べているかどうかは、前述のように、必ずしも明確ではない。

いずれにせよ、日本政府は、1951年9月8日のサンフランシスコ条約の調印および批准時の千島列島の範囲についての見解、すなわち千島列島にはクナシリ島とエトロフ島が含まれるという見解を、10年後の1961年10月になってから、千島列島にはクナシリ島とエトロフ島は含まれないという見解に変更し、今日に至っている。

4.3. 「北方領土」に関する現在の日本政府の主張

サンフランシスコ平和条約は、千島列島と南樺太について次のとおり規定しています。

「日本国は、千島列島並びに日本国が一九〇五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」（第二条（c）項）

この規定によって、日本は千島列島と南樺太を放棄しましたが、平和条約はこれらの地域が最終的にどこに帰属するかについては、何も定めていません。ソ連は、これらの地域を一方的に自国の領土に入れ、今日まで事実上これらの地域に施政を及ぼしてきましたが、国際法上これらの地域がどこに帰属するかは今なお未定であるわけです。

また、平和条約は「千島列島」（The Kurile Islands）の地理的な範囲をはっきりと定めていませんが、この点については、平和条約を結んだ際の次の諸事情が考慮されるべきものと考えます。

すなわち、平和条約の草案が検討されていた段階で、日本政府は、歯舞群島、色丹島は北海道の一部であり、また、国後、択捉両島は千島列島とは違って一度も外国の領土となったことがないこと、及びこれら諸島は動植物分布など地理的条件が千島列島とは違うことを示す資料を米国政府に提出しました。

サンフランシスコ会議で、日本の吉田全権は歯舞群島、色丹島が日本本土の一部を構成するものであることはもちろん、国後、択捉両島が昔から日本の領土だった事実について会議参加者の注意を喚起しています。

この会議で、米国のダレス全権は、ポツダム降伏条件が日本及び連合国全体を拘束する唯一の講和条約であること、したがって、いくつかの連合国の間には私的な了解があったが、日本も他の連合国もこれらの了解には拘束されないことを明らかにしました。

したがって、平和条約そのものは千島列島の地理的範囲をはっきりと定めていませんが、我が国の立場は十分明らかにされています。平和条約にいう「千島列島」には、日本固有の領土である歯舞群島、色丹島及び国後、択捉両島は含まれないとの解釈は、我が国を拘束するいかなる国際合意とも矛盾しません。

日本政府も国会審議などで、国後、択捉両島は日本固有の領土であって、サンフランシスコ平和条約で放棄した「千島列島」には含まれないという見解を繰り返し明らかにしてきました。

その後、米国政府は、一九五六年九月七日の国務省覚書で、「択捉、国後両島は（北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島と共に）常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならないものである」という公式見解を明らかにして、我が国の立場を支持しています。

さらに、一九五四年、北海道上空で米国の飛行機が撃墜されるという事件が起りましたが、同事件に対して米国政府がソ連政府にあてた一九五七年五月二十三日の書簡でも、サンフランシスコ平和条約、ヤルタ協定などの「千島列島」という言葉が、「従来常に日本本土の一部であったものであり従って正義上日本の主権下にあるものと認められるべき歯舞群島、色丹島又は国後島、択捉島を含んでもいなければ含む様に意図されもしなかった」ということを繰り返し言明する。」と述べられています。

これら米国政府の文書は、サンフランシスコ平和条約の起草国としての米国の立場から、これまで述べた日本政府の解釈の正しさを確認したものです。

（外務省『われらの北方領土2010年版』²¹10-11ページ）

²¹ 外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/hoppo6.html> [2011年5月16日アクセス]）。